

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」

2. コメント募集期間

- 平成 18 年 12 月 27 日～平成 19 年 1 月 29 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」
- 企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」
(平成 19 年 3 月 30 日公表)

4. コメント提出者一覧

- 団体等 : 53
- 個人 : 14

[団体等]

	団体名
CL6	日本貿易会
CL7	ニチイ学館
CL9	協同リース
CL10	ニッセイ・リース
CL11	明治製菓
CL12	ジェイアールエフ商事
CL13	共友リース
CL14	あずさ監査法人
CL15	日医リース
CL16	北国総合リース
CL17	オリックス
CL18	日通商事
CL19	興銀リース
CL20	関銀リース
CL21	センチュリー・リーシング・システム
CL22	ダイヤモンドリース

CL23	日本自動車リース業協会
CL25	阿波銀リース
CL26	清水総合リース
CL27	ジェイアール九州フィナンシャルマネジメント
CL28	肥銀リース
CL30	リース事業協会
CL31	リコーリース
CL32	浜銀ファイナンス
CL33	JICPA
CL34	ジェイティ財務サービス
CL35	日本経団連
CL36	昭和リース
CL37	SBI リース
CL39	全銀協
CL40	ソニーファイナンスインターナショナル
CL42	電気事業連合会
CL44	芙蓉総合リース
CL45	NTT ファイナンス
CL46	ぐんぎんリース
CL49	日本ユニシス
CL50	セントラルオートリース
CL51	東芝ファイナンス
CL52	神鋼リース
CL53	三井リース事業
CL54	三井住友銀リース
CL55	ぶぎん総合リース
CL56	エムジーリース
CL57	住商リース
CL58	首都圏リース
CL59	おきぎんリース
CL60	宮銀リース
CL61	日立キャピタル
CL62	UFJ セントラルリース
CL63	住信リース
CL64	びわ銀リース

CL66	新日本監査法人
CL67	アビームコンサルティング

[個人 (敬称略)]

	氏名・所属等	
CL1	藤田謙一	
CL2	横山明	公認会計士
CL3	石王丸周夫	
CL4	藤森大資	
CL5	竹内陽一	税理士
CL8	添田好幸	
CL24	櫻井清幸	
CL29	小川徹	
CL38	木本徹	
CL41	片岡潤一	センチュリー・リーシング・システム株式会社 経理部
CL43	清水健	
CL47	山添康夫	ぐんぎんリース 総務部 部長
CL48	武士豊	ぐんぎんリース 総務部 次長
CL65	菊池弘	

以 上

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- ・ 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- ・ 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- ・ 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

(以下、コメントへの対応について、字句の誤りの修正等は省略した。)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
1) 議論の進め方	試案に対しては 151 件のコメントが提出され、そのほとんどがその内容ないし現行基準の見直しに対する反対意見であったが、その後短期間内にどのような審議が行われたか説明はなく、当該コメントの公表もされないままに、試案と同じ内容のものが、適用期日を定めて公開草案とされたことは遺憾である。企業会計基準委員会では、審議のための時間は極めて短時間しか取られておらず、ほとんど実質的な審議が行われた形跡が何えず、不透明な決定・公開プロセスと言わざるを得ない。	5年弱にわたって公開の場での審議を行い、当委員会所定のデュー・プロセスを経た上で、試案、公開草案を経て、最終公表に至っている。
< 賃貸借取引の廃止について >		
2) 賛成	これまでの通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理は廃止されるという点に関して、結論の背景において貴委員会の問題意識という形で上記取扱い廃止の考え方が示されているが(会計基準第 28 項)、この考え方に賛成である。	—
3) 以下、反対意見		
4) 基準改定の理由	「原則法がまったく採用されないのは異常であって是正が必要」と言われているが、公開草案の会計処理の中身は、そもそも実行可能性に乏しいが故に一本化されなかった「売買に準じた処理」にほとんど手を加えない内容となっている。	1)と同様。
5) 経済的実質	わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、賃貸借を中核とし、サービスやファイナンスなどの要素を包含した複合取引であり、その経済的実質は売買取引とは明らかに異なる。	左記の意見も十分に検討し、5年弱にわたる審議の結果、試案、公開草案を経て、最終公表に至って

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		いる。
6) 法的問題	<p>確定決算主義のもと、取引の法形式を全く無視した会計基準に基づく会計処理は問題である。税務上の取扱いも、法的にはあくまで賃貸借取引であることを前提として租税法の租税法律主義、租税公平原則、実質主義の原則に照らして売買として擬制することは難しいとの判断であったと理解される。</p> <p>公開草案は法形式はもちろん、40年にわたる所有権移転外ファイナンス・リース取引の商慣習を殆ど無視するものと思われ、商法第一条第二項の「商事に関し、この法律に定めのない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法の定めるところによる」との規定に反するものと思われる。今回の公開草案による会計基準の改正が行われるとすれば、商法上の重要な問題を惹起すると判断する。</p> <p>何ら立法措置をとられることなく、リース契約等の法律形式と乖離した会計基準を関係者に強要することは、商法上も会社法上も許されず、ひいては憲法第41条で定めるわが国の唯一の立法機関である国会でもない民間機関たる一委員会が設定した会計基準によって取引行為を事実上一元的に規制することは、法治主義にも反するものと解さざるを得ない。</p>	会計基準開発上、商慣行、法形式も考慮されるが、本件については経済的実質を踏まえ、公開草案の方法を提案している。
7) 注記の十分性	わが国リース会計基準のもとでは、賃貸借処理の場合でも詳細な注記が行われ、十分な情報開示がなされていることから、財務内容の開示、透明性の観点から特段の問題はない。	5)と同様。
8) コンバージェンスとの関係	リース会計における「コンバージェンス」が曖昧であり、リース会計基準についてもどこまでがコンバージェンスであるか議論されないままに、会計基準変更の理由として、「コンバージェンスへの寄与」など安易に掲げるべきではない。	現状の国際財務報告基準 (IAS17) とのコンバージェンスを意図している。
9) IASB の動向	結論の背景にふれられているように、IASB と FASB は、リース会計の改正の共同プロジェクトを立ち上げおり、この時期に国際基準に合わせる必然性はない。短期間のうちに二度の基準改正がなされ、実務が混乱するおそれがある。	最終的な基準公表までには、相当程度の期間を要すると見込まれるため、現行の基準とコンバージェンスすることも重要と思われる

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		る。
10) 経済への影響	賃貸借処理を廃止すれば、リース取引の減退を通じて、日本経済にも甚大な影響を及ぼすことになる。	5) と同様。
11) 事務負担	リース業界始まって以来の大幅な変更は、貸し手側、借り手側に多大な混乱と事務負担を課すだけであり、これに対する経済的価値の創造は何ら見えてこない。	5) と同様。
12) 税務関係	<p>「試案」を受けて、平成 19 年度税制改正大綱においてリース取引に関する税制面の整備を行うことが明記され、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税務上「売買取引とみなす」取扱いがなされることとなった。当協会は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、賃貸借処理を廃止し売買取引のみとすると、確定決算主義のもとでは税法上も同様の取扱いとなると強い懸念を表明してきたが、この懸念がまさに現実のものとなったのである。ASBJ が、売買取理をベースとした審議に終始し、また十分な説明を示すことなく方向に沿わない意見や議論を排除したために、税務上の取扱いにまで、実務上の悪影響を及ぼす事態になったのである。国際的な動向をも勘案すると、この時期にリース会計基準を強行改正することは明らかに誤りであると、改めて強く主張するものである。</p> <p>会計基準の強引な改定が進められた結果、税に関しても調整が付くどころか「みなし売買」扱いとされる、「最悪の決着」へと追いやられつつある。税制改正案では、各種「配慮」ばかりが強調されているが、借手の償却方法は、リース期間定額償却とされ、新設された 250%定率法に比べ著しく不利となり、貸手は税務負担の前倒しのほか、既往契約について会計上は売買、税務上は固定資産という二重管理負担や、貸倒見積高の有税処理等、単純に売買とされるよりも様々な負担増を強いられる内容になっており、到底「解決」と評価できるようなものではない。</p>	当委員会では企業会計に関する取扱いを審議しており、税務の取扱いについては、コメントする立場にない。
<適用時期関係>		
13) 基準案 23、24	システム変更については、借手・貸手ともに全面的な見直しが必要となるが、これらの会計税務の取扱いの詳細が明らかにならない限り、着手することができない。会計基準の適用時期は、	左記意見を踏まえ、四半期財務諸表の適用を年度財務諸表の次の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	実務で対応可能な取扱いの詳細、監査上の取扱い、税務上の取扱いが明らかになったうえで決定すべきであり、システム変更に要する期間をも勘案すれば、最低でも1年延期が必要である。	年度からとした。
14) 基準案 23	特に借手においては、これまでの会計処理と全く異なるため、かなりの負担となることが想定される。最低でも2年程度の延期を強く要望する。	13)と同様。
15) 基準案 23	リースビジネスは、固有の複雑な会計・税務処理を、システムの運用に大きく依存している。これは、レシー・レッサーのいずれの側においても、同様であり、とりわけ、レッサーの側に顕著である。適用時期については、混乱を避けるため、少なくとも3年以上延期すべきである。	13)と同様。
16) 基準案 23	基準(案)42項に記載の通り、「システム改訂に相応の時間を要するケースがあること、平成20年4月1日以後開始する事業年度は他の制度及び会計基準の適用が重なることから、平成20年4月1日以後開始する事業年度での適用が困難である場合も想定され、それらに対応する定めを設けるべき」である。	13)と同様。
17) 基準案 23	基準案は早期適用を認めることとなっているが、システム変更への対応、会計・税務の相違の調整などから、早期適用の規定は非現実的である。	原則法への一本化でもあり、適用可能な企業から適用ができることとした。

(以下、項番号は、公開草案の項番号を表す。)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
解説の必要性		
18) 解説の必要性	<p>基準案及び適用指針案の内容では実務上対応できず、より明確かつ詳細な解説が必要である。公開草案に記載されている判定基準だけでは内容不十分により、実務で混乱することが予想される。</p>	<p>左記の意見も踏まえ、説例を追加している。</p>
適用範囲について		
19) 指針案 3、82 ～84	<p>「ファイナンス・リース取引のうち、通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引及び不動産リース取引を取り扱う」（第 3 条）とし、「通常の保守等以外の役務提供が含まれているリース取引は適用指針の対象としてない」（第 82 項）、「リース料が変動するリース取引など特殊なリース取引については取り扱っていない」（第 83 項）としているが、これらのリース取引の取扱いについても明確にする必要がある。</p> <p>なお、第 84 項において「リース取引の定義を満たすものについては、名称に関わらず、本適用指針の対象となる」と記述する一方で、第 82 項・第 83 項で「対象としない」あるいは「取り扱わない」という説明はおかしい。</p>	<p>リース取引は、種々の形式をとり、すべての取引について、適用指針の対象にすることは困難であり、重要と考えられる取引を対象にした。</p> <p>なお書については、指針 89 項を修正した。</p>
20) 指針案 3	<p>（指針 3 項）役務を提供する契約にリース契約が含まれている場合は、本指針の適用範囲外の特種リースとなるか。（例：情報処理サービス契約にサーバーのリース契約・保守サービスを組み込んだ場合⇒本指針の対象となるものと対象にならないものの線引きが不明。）</p>	<p>個々の契約内容によるため、一律には定められない。</p>
21) 指針案 3	<p>（指針 3 項）本指針の適用範囲外の特種リースについては賃貸借処理、かつ、注記不要という理解でよいか。⇒特種リースは対象外とあるだけで、その場合の処理方法が不明。</p>	<p>会計基準に定める定義で、ファイナンス・リース取引に該当するものは、適用指針で詳細を定めていない場合でも、売買取引に準じた会計処理となる。</p>
22) 基準案 8、指針案 82	<p>ソフトウェアのファイナンス・リース取引に対する分類基準を明確にすべきである。</p> <p>会計基準第 8 項において、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナ</p>	<p>本体部分と保守部分の分離など、ソフトウェアの会計処理全般とも関係するため、指</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ンス・リース取引の分類は、所有権が借手に移転することを基準としている。しかし、ソフトウェアは、たとえ通常の売買取引であっても所有権は作成者にあり、借手には使用許諾が認められるだけであることから、この分類基準はソフトウェア取引になじまないものである。</p> <p>また、ソフトウェアのリース取引は、ハードウェアのリース料とソフトウェアのリース料とが一体として決められているケースや、それぞれが区分されていても、ソフトウェアのリース料の中に、ソフトウェア本体の金額以外の、例えば保守サービス提供料等の金額が含まれ、多くの場合それを明確に区分することが困難である。そのため、多くのソフトウェアのリース取引は、適用指針第3項及び第82項の適用により本リース会計基準の適用範囲外となると懸念される。したがって、このようなソフトウェアのリース取引の特殊性を考慮した会計基準及び適用指針の整理が必要である。</p>	<p>針 89 項以外は、適用指針では取り扱わないこととした。</p>
23) 指針案 2	<p>本基準は、連結財務諸表に適用することとすべきである。本基準を個別会社ごとに当てはめていくと、親子会社間のリースの処理など、連結処理に不整合が生じる。国際的収斂が大目的とされているが、それなら当然連結ベースで整合性のある開示のルールとするべきであり、仮にそのために個別財務諸表のルール改定が必要だとしても、最低限・シンプルなルールとなるよう、もっと知恵を絞るべきである。</p>	<p>ASBJ の会計基準は、連結・個別双方を対象とする。簡便的な取扱いなど、実務上の一定の配慮は、織り込まれている。</p>
用語の定義について		
24) 基準案 4～7、指針案 4	<p>■所有権移転（外）ファイナンス・リース</p> <p>会計基準で「所有権移転ファイナンス・リース取引」の定義がなされておらず、いきなり会計処理に書かれるのは違和感がある。また、基準で「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の定義を追加する必要がある。借手が使用を続ける限り貸手に対して適正な対価を支払い、そうでなければ物件を返さないし責任をもって廃棄処分する、という、諸外国では見られないが、わが国では当然・一般的なリース取引形態である。</p>	<p>従来と同様に、所有権移転（外）ファイナンス・リース取引の定義は、適用指針で行っている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>■「リース料総額」の定義 維持管理費および保守料等を控除することが原則なので、これらの控除前・後および割引前・後の各数値が生じ、どこでどの数値を用いるのかわかりづらい。</p> <p>■「未経過リース料」の定義 現行会計基準の注記の設例に示されている「発生ベース」の数値で、「リース債務」の期末残高とは異なると思われるが、定義しないと紛らわしい。</p> <p>■「見積残存価額」の定義 会計上の数値として用いられていない概念であり、確定金額を認識することは難しい。</p> <p>■「残価保証」の定義 借手による残価保証、第三者による残価保証の別に、具体的な取引類型に応じて例示を含めて定義する必要がある。</p> <p>■「リース投資資産」の定義 「債権として取扱う」ことを明確にしないと、損失見込額の処理、税務処理の実務ができない。リース会計基準との関係を整理すべき。また、流動化の処理も取り扱うべき。</p>	<p>基本的に、従来との変更はない。</p> <p>未経過リース料は、「貸借対照表日後のリース期間に係るリース料」を表し、未経過リース料期末残高相当額は、「期末現在における未経過リース料から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除することによって算定」で統一されている。</p> <p>定義の問題ではないと思われる。</p> <p>代表的な取引については、会計処理が示されている。</p> <p>リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、金融商品的な性格を有することを基準 41 項に記載した。流動化については、金融商品会計基準に従うこととなる。</p> <p>一般的な会計用語であり、リース基準で定</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>■「物理的使用可能期間」の定義を追加・「経済的使用可能予測期間」の定義を追加 普通の読み手には違いが判然としない。</p>	<p>義すべき内容ではない。</p>
<p>ファイナンス・リース取引の判定基準</p>		
<p>25) 指針案 6</p>	<p>解約不能のリース取引の、例示として掲げている (1) (2) において、「概ね全額」の「概ね」の判定基準を明確にすべきである。</p>	<p>数値基準の設定は、デメリットもあるため、設けないこととした。</p>
<p>26) 指針案 10 項(2)</p>	<p>割安購入選択権付リースについて、「著しく有利な価額」の判定基準を明確にすべきである。</p>	<p>26)と同様。</p>
<p>27) 指針案 10 (3)</p>	<p>特別仕様物件について、従来の実務指針の取扱い(従来の税務上の取扱いとの差異を生じさせることを意図するものではない。)を明記すべきである。</p>	<p>税務上の取扱いが明らかではないため、記載できない。</p>
<p>28)</p>	<p>現行の注記実務では大多数の借手がリース会社からデータサービスを受けており、自前の計算システム投資など追加負担が出るようでは、リースそのものが買取等に比べ過重負担となり、利用されなくなる。貸手側から提供を受けた判定結果の採用を是とすべきである。貸手側の原価要素の区分開示はできず、判定の結果のみ開示となり過程を示すことはできないが、会計監査・内部統制監査において、社外のシステム判定結果に手を加えず記帳していれば適正として扱われる手当てが必要である。</p>	<p>基本的には、監査の問題と考えられる。</p>
<p>29) 指針案 9</p>	<p>現金購入価額を合理的に見積ることができない場合、見積りを省略する取扱いを明記されたい。</p>	<p>見積りを省略すると、90%テストの判定が不能になり、省略はできない。</p>
<p>30) 指針案 9</p>	<p>「概ね 90 パーセント以上」「概ね 75 パーセント以上」という定量基準が規定されているが、拡大解釈され、保守的にファイナンス・リースと判断する方向に導かれる懸念がある。実務上の判断を明確にする上でも、本記載は「概ね」を削除し、恣意性の無い判断により運用されるべきであると考え。</p>	<p>数値基準の弊害を少なくするために、旧実務指針で「概ね」とされたものであり、変更する理由はないと考える。合理的に「概ね」を判断することは、恣意性とは異なると思われる。</p>
<p>31) 指針案 9</p>	<p>「潜脱行為」への対応とは何か。数値基準に満たないオペレーティング・リースを想定</p>	<p>海外の実務において弊害が報告されてお</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>しているなら撤回すべき。</p> <p>オペレーティング・リースを指して言っているのであれば、極めて不適切な表現である。残価リスクを貸手・借手のいずれが負っているのか、必ず約定で明らかになる筈であり、通常の法人間取引の実態は約定にしかない。今後内部統制評価・監査の制度化により、その真実性は一層担保される。軽々に「仕組む」などと言われるが、そのような行為は、一般的な本邦企業ではまず出来るものではない。</p>	<p>り、それを受けてのものである。</p>
32) 指針案 9	<p>現行基準の下でも、随所で曖昧・恣意的判断の余地のある書きぶりのせいで、真に貸手が残価リスクを負担するオペレーティング・リースであっても、会計士によってはオンバランスを求めるなど、現場実務で行き過ぎや混乱が既に発生している。新基準では貸借対照表に計上しなければいけないのか、してはいけないのか、二者択一判断であり、重要さの度合いが現行とは異なる。基準は基準として厳正に運用されるようであればならない。</p>	30) と同様。
33) 指針案 9	<p>「90%」という数値基準は本邦基準とする根拠がない。IFRS にならって数値基準を明記しないならば、会計基準の「ほとんどすべて」は字義どおり「100%」と解釈・運用すべき。米国基準を真似ただけの数値基準には根拠がない。幅を持たせた数値基準をあえて入れるなら、「90%」ではなく、「95%」以上とするべき。建前論だけでは実務は出来ない。改めて十分な検討が必要である。</p>	<p>従来の実務指針の取扱いを、検討の結果、踏襲している。</p>
34) 指針案 13、87	<p>経済的耐用年数基準を適用しないことができることを明記すべきである。「結論の背景」に記述していることの結論として、すべて現在価値基準のみで判定を行っていてもよい旨を明記すべき。</p>	<p>指針の結論の背景 94 項に記載のとおりであり、特に明記する必要はないと考える。</p>
35) 指針案 5～13	<p>ファイナンス・リースの判定において、貸手・借手側とも同じ基準を適用することとしているが、国際的な会計基準では借手と貸手のおかれた状況により判定結果が一致しないことがあるとしている（例えば米国基準では貸手側でファイナンス・リース取引となるためにはリース料の回収が合理的に予想される必要がある。）</p>	<p>従来の実務指針を踏襲している。また、収益認識基準とも関係する問題であり、特に変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
36) 指針案 15	<p>残価保証の取扱いについて、借手以外の第三者保証残価をリース料総額に含めると連結会社間のリースで不都合が生じる。貸手が借手の連結子会社である場合は、借手親会社はオペレーティング・リース、貸手子会社はファイナンス・リースと判定されるケースが出てくる。子会社のリース投資資産（親会社に対する債権）と相殺消去すべき親会社のリース債務が計上されないことになる。連結補正処理も想定できない。（子会社のリース投資資産を自社用資産に振替えるのは、親会社で資産認識できないものを連結計上することになり、個別基準性・親会社説の下では論理矛盾。）</p>	<p>連結上は、固定資産を保有し、その価値の一定部分について、第三者の保証を受けている処理になると思われる。</p> <p>指針 17 項のあとに新 18 項として、90% テストの判定は、連結財務諸表の場合には、連結ベースで行うべきことを追加した。</p>
37) 指針案 16	<p>製造業者又は卸売業者の場合の取扱いについて、借手側で現金販売価額や判定結果の開示が受けられず、合理的な見積りができない場合も想定しておく必要がある。</p>	<p>16 項は、貸手の取扱いである。</p>
38) 指針案 17	<p>現在価値の算定に用いる割引率について、借手が貸手の計算利率を「知り得ない場合は借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率とする」とあるが、長期金利と短期金利では結果が大きく異なることもあるため、適用にあたり考え方を示すことが有用と考える。</p>	<p>指針 95 項を修正した。</p>
39) 指針案 88	<p>借手が用いる割引率について、借手が、貸手の計算利率を知りえない場合に用いる、追加借入の合理的な利率について適用指針 88 項では、参照対象である「新規長期借入金利」と、「何時時点の」という時点概念のみが記載されているが、参照する新規長期借入金利とは、リース期間と同じものを使用するといった期間概念については触れられていない。自明のものとして明示していないのかもしれないが、明示されていないために 10 年契約でも 5 年長期借入金利を使用する実務が出てこないとも限らないため、期間概念も加えてはどうか。</p>	<p>38) と同様。</p>
維持管理費用相当額の取扱いについて		
40) 指針案 14	<p>維持管理費用相当額は、リース料総額に占める割合に重要性が乏しい場合、これをリース料総額から控除しないことができるとしているが、「重要性が乏しい場合」の判定基準を</p>	<p>現状の取扱いを変えるものではなく、また、上述のとおり数値基準を設けることの</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>明確にすべきである。「保守等の役務提供相当額」のリース料総額に占める割合が重要であるか否かの判定基準についても同様に明らかにすべきである。</p> <p>また、明示されていない維持管理費用相当額及び保守等の役務提供相当額を借手企業が見積るときの方法に関して、実務上の負担も考慮された合理的と思われる方法を明確にしていきたい。</p>	<p>デメリットもあるため設定しない。</p> <p>リース物件により異なるため、定めるのは困難と考える。</p>
41) 指針案 14	<p>維持管理費用相当額や保守料等を借手が把握できない場合に利息相当額に含めるのは適正ではない。</p> <p>保守料等の役務費用も当然控除して判定するのが原則であるが、「判定における留意事項(第 14 項～)」に記述がないので加える。</p>	<p>重要性がある場合には、控除しないと、本来、オペレーティング・リース取引となるべきものが、ファイナンス・リース取引となる可能性があり、控除する必要がある。</p> <p>指針 14 項を修正した。</p>
42) 指針案 14	<p>維持管理費等控除前リース料総額をリスクフリー・レートで割く方法を選択肢に入れるべきである。借手側で見積するには、貸借対照表計上に対する監査という側面を考慮すると限界がある。</p>	<p>一つの簡便法ではあると思われるが、維持管理費用が重要であった場合は、結果が変わることも想定され、採用しないこととする。</p>
不動産に係るリース取引について		
43) 指針 9、18、19	<p>実務上の便宜を考慮し、「土地に係る部分に重要性がない場合は両者(土地建物)を区分せず第 9 項(1)に定める現在価値基準の判定を行うことができるものとする」という重要性の判定基準を設けるべきである。因みに重要性については、米国会計基準でも土地部分の公正価値が土地建物全体公正価値の 25%未満の場合は土地建物を区分せず一体でリース判定する規定である。</p>	<p>指針 100 項で土地の賃料が容易に判別可能でない場合は、両者を区分することを要しないと、一定の実務上の配慮を行っている。</p>
44) 指針案 9、19、92	<p>不動産に係るリース取引については、新たに加わった概念であり、実務上の混乱を避け</p>	<p>不動産リースについては、新しい定めであ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
～93	<p>るため、下記に挙げるような不動産特有の要件などの取扱いをどう考慮すべきか、結論の背景等で追加解説願いたい。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇年毎に交渉して賃料の見直しが行われることが、契約上織り込まれているような場合に、ファイナンス・リースの判定上どのように当該契約条項を考慮すればよいのか。 ・リース料の設定に影響を与える可能性があると思われる、建設協力金や敷金、保証金等をファイナンス・リースの判定上どのように考慮すればよいのか。 	<p>り、左記のような論点があることは理解するが、複雑な議論になるため、適用指針では取り扱わないこととした。</p>
45) 指針案 92、93	<p>適用指針第 93 項の記載では、セール・アンド・リースバック取引以外で土地の賃借料が判別可能な場合でも、その取引がセール・アンド・リースバック取引ではないことを理由に、判別困難として両者を区分せずに適用指針第 9 項(1)に定める現在価値基準の判定が行われることが予想され、適用指針第 92 項の規定が有名無実化する懸念がある。したがって、適用指針第 93 項を見直し、両者を区分せずに判定できる要件は、適用指針第 92 項に規定する方法を採用しても区分できない、やむを得ない場合とすべきである。</p>	<p>土地の賃借料が容易に判別可能であれば、区分することとなる。容易に判別できない場合は、算定が困難であることを踏まえた実務上の配慮を行っている。</p>
46) 指針 9、19、92、93	<p>解約不能であっても、テナント契約等、判定不要な契約類型を多く定義するよう工夫する。多店舗展開企業、金融機関等には、判定自体が大変な手間。(例えば「同一の貸手に係る一棟の建物を複数の借手が賃借するケースは判定自体不要」など。)</p>	44) と同様。
利息法の適用について		
47) 基準案 11、14 指針案 23、30、38、51、61	<p>利息相当額は、原則として「利息法」により配分することとなっているが、リース取引の簡便性・利便性が大きく損なわれこととなる。また、貸手も、事務処理、会計処理が煩雑化し、利便性が損なわれるのは同様であり、かつ、リース取引の特性であるキャッシュ・フローに裏付けされた収益の計上方法が崩れるという副次的な問題が生ずる。</p> <p>したがって、利息相当額について、重要性の有無にかかわらずリース取引の複合的な性格を考慮し、借手及び貸手双方において定額法の配分を認めることを強く要望する。また、</p>	<p>試案審議段階、公開草案審議段階で十分時間をかけた結果であり、左記意見は採用しない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	(前述のとおりリース会計におけるコンバージェンスは曖昧であるが) コンバージェンスの観点から言えば、貸借対照表での「資産・負債の認識」及び損益計算書での「利息相当額の認識」を充足することで十分であり、実務負担への配慮もすべきである。	
ファイナンス・リース取引(借手)の会計処理		
48) 指針案 30	所有権移転リースと移転外リースで借手の会計処理で実質的に異なるところは減価償却の期間くらいでしかない。取引実態の違いを踏まえて異なる取扱いを定めるならば、定額費用配分を重要性基準の枠内に限定する理由がない。	47) と同様。
49) 基準案 10 他	「通常の～」という表現(他の部分もこの表現はすべて)は、削除すべきである。「通常の売買取引に係る方法」に準じた会計処理によるならば、当然に約定による取得原価・債務額となる。違ふのならば処理のみを示すように改めるべき。「通常の」については、実務的な検討を狭い範囲に押し込める理由付けに頻繁に使われているが、どのようなものが「通常」なのか切り分けが難しい、とも多々発言されているように、普遍的概念になり得ず混乱を招く。	旧基準で定められた用語を踏襲したものであり、特に変更しない。
50) 基準案 10 他	「売買」や貸手の「売却」、借手による「取得」といった社会通念を混乱させる言葉使いは排除すべき。	会計上の規定であり、問題ないと思われる。
51) 基準 11、指針 22	維持管理費、保守料等は利息相当額を構成しないことを明記すべきである。適用指針では、維持管理費用・保守料等の合理的見積額を控除することが原則となっているが、元となる会計基準でそれが書かれておらず、誤解を招く。	適用指針で明示されており、問題ないと思われる。
52) 基準 11	リース料総額は契約時点ではなく開始日を基準とするよう修正すべきである。「リース契約締結時に合意されたリース料総額」を基礎としてリース資産・債務の計上額を算定するとされているが、契約から開始まで相当の期間がある場合、開始日が物件別に分かれる場合等がある。開始日時点基準としないと計算できないケースが出てくる。	契約から開始まで相当の期間がある場合等、特殊なケースでは、適切な処理を検討することになると思われる。第 11 項は、「原則として」とされている。
53) 指針案 21	適用指針(案)第 21 項では、リース資産(債務)の計上額は原則として①リース料総額	特に不要と考える。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の割引現在価値と貸手の購入価額のいずれか低い額とし、貸手の購入価額が不明である場合は②リース料総額の割引現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い額、としている。ただし、見積現金購入価額の見積もりが困難な場合も考えられる為、その場合のリース資産（債務）の計上額の算定方法を明記頂きたい（割引現在価値を使用する、等）。</p>	
54) 基準案 11、指針案 21	<p>リース料見積書等により、総料率が 100%に満たない契約は利息相当額がないものとして取扱うべきである。（リース料総額＝リース資産・債務の額とする。）明らかに利息相当額が含まれないケースで支払利息が計上されることは不合理である。計算方法（利息法・定額法）以前の問題である。</p>	<p>特殊なケースと考えられ、適用指針では取り扱わない。</p>
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引（借手）の会計処理</p>		
55) 指針案 21	<p>リース資産およびリース債務の計上価額については、割引計算を行うことなく、貸手の購入価額または見積現金購入価額を資産計上額とすることを許容していただきたい。リース取引の件数が多いと極めて煩雑な処理となる。</p>	<p>重要性が乏しい場合には、簡便法を設けている。</p>
56) 指針案 23	<p>「利息法とは、各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である。」とありますが、リース料の最終支払月がリース期間終了月以前であった場合、最終支払月以降の利息は（リース期間が残っているにもかかわらず）発生しないという理解でよいか。</p>	<p>左記の理解で良いと思われる。</p>
57) 基準案 12、指針案 26、27	<p>会計基準第 12 項は、「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」と同様に、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定することとし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と異なる方法を規定している。これは、所有権移転外ファイナンス・リース取引に例外処理を認めた実務指針公表当時の会計実務環境によるものと考えられるが、両者で異なる減価償却方法を適用しなければならない理由は認められない。</p>	<p>基準 39 項に記載のとおりであり、減価償却方法全体の議論と関係するため、公開草案どおりとする。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
58) 基準案 12	<p>リース資産の耐用年数については、「リース期間を耐用年数とする」とされている。</p> <p>しかし、経済的耐用年数がリース期間に比して短い場合、購入かリースかにより、同一用途に供されているに係わらず、両方で発生するコストが異なる事態が生ずる。リース期間が購入資産の減価償却に適用する経済的耐用年数より長い場合も実務上は考えられるため、そのような場合、リース期間をそのまま耐用年数とするのではなく、経済実態にあった耐用年数を使用するなどといった余地を残してはどうか。</p>	<p>特殊なリース取引と考えられるため、適用指針では明示しない。</p>
59) 指針案 25	<p>通常の保守等の役務提供相当額の処理の、「通常の」は削除すべきである。</p> <p>通常の保守等の範囲に想定しているが、フルメンテのオートリースは諸税金・保険・メンテナンス費等に非常に重要性が高く、利息相当額とするのは著しく実態と相違する。かつ、守秘義務等によりそれらの原価要素の開示は得られず、借手側での合理的見積も不可能と思われる。(メンテナンス料のスケールメリット等) 判定は、貸手の判定結果のみに依存するとしても、会計処理上の区分データはまず提供が受けられないことを想定した指針とする必要がある。</p>	<p>典型的なリースを取り扱うことを、「通常の保守等の」と表現している。</p> <p>点検整備・車検費用などが含まれるいわゆるメンテナンスリースの場合、区分がある程度困難であることは理解できるが、合理的に見積もり区分することになると想定される。</p>
60) 指針案 105	<p>「残存価額を 10 パーセントとして計算した定率法による減価償却費相当額に簡便的に 9 分の 10 を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする方法も認められる。」との記載がありますが、この部分は減価償却制度が平成 19 年 4 月から改正される見込みであることから、表現の見直しが必要と考える。</p>	<p>9 分の 10 定率法は、現在の定率法の代替的方法であり、税制改正の影響を受けないと考えられる。</p>
61) 基準案 12	<p>所有権移転外ファイナンス・リースの残存価額はゼロとすることが明記されていますが、平成 19 年度税制改正により、残存価額を備忘価額とすることが定められたことから、今後リース資産以外の固定資産についても、会計上の残存価額をどのように定めるべきかについて、改めて議論がなされることと推察いたします。</p> <p>斯様な状況の中、自己所有の固定資産の残存価額の見直しがなされないまま、本会計基準</p>	<p>リース期間終了時に返却されるため、残価保証がない限り、ゼロにしかならないと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>において所有権移転外ファイナンス・リースについてのみ残存価額をゼロとすることを敢えて言及することは、全体のバランスを失した議論であると考えます。本件については、固定資産の残存価額に関する、より包括的な基準の中で言及されるべきものと考えます。</p>	
62) 指針案 28、29	<p>リース物件を貸手に「返却する」処理、とリース資産「売却損」等という例示は矛盾する。用語、科目名の例等、混乱している。契約に従って用語・科目名を全体で統一するよう見直す必要がある。なお、「返却する処理」の設例引用が抜けている。</p> <p>賃貸借契約の「中途解約」で除却損という科目例も不適切。基準第 35 項・36 項で、移転外リースは、物件の売買ではない、リース物件の取得とは異なる旨説明されていることとも矛盾する。</p>	<p>広い意味では、売却、除却と捉えることも可能と思われる。</p> <p>(解約時に損失が生じるようなケースでは、減損会計の適用になることも考えられるが、減損後の簿価を除却処理することになると考えられる。)</p>
63) 指針案 28	<p>残価保証がある場合、不足額の確定時に当該金額を損失計上する処理になっているが、発生の可能性が高い場合は、引当計上を行う必要があると思われる。このため、「確定」の補足説明として、引当計上の場合も追加してはどうか。</p>	<p>引当金の一般原則で検討される内容と思われる、特に明示しない。</p>
64) 指針案 11	<p>「当該リース取引が置かれている状況からみて借手が再リースを行うことが明らかな場合」という状況判断は、内部統制上・監査上幅がありすぎ、所有権移転リースの判定基準(1)(2)から見ても緩すぎる。再リースを約束すると言っても、法的に有効かどうかは、表明した個人の借手会社における職制上の地位(表見代理が成立するかどうか)・実権等によって異なり、仮に代表者の発言であっても約定に証拠能力がなければ、それを理由に債権としての有効性を主張することは到底できない。</p>	<p>実態の判定を求めることに、特に問題あるとは思われない。基本的に、監査の問題であると考えられる。</p>
リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い(借手)		
65) 指針案 31	<p>定額法適用を重要性基準の枠内に限定すると、事務負担軽減上実効性が乏しい。期中や期末で判定が変わるケースなど、却って著しい負担を生じる。</p>	47)と同様。
66) 指針案 31	<p>仮に重要性基準の判定を行うとしたら、判定上の数値は、リース資産未償却残高を用い、代替的に未経過リース料期末残高等も可とすべき。</p>	簡便法であるため、より容易に把握できる数値を用いている。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
67) 指針案 30, 31	<p>期末数値での判断となるが、期初では認められると推測されたとしても、期末の算定に於いて適用が出来なくなるような場合、期中における仕訳の修正や既存契約の遡及修正についての扱いが明らかではない。実務では、遡及修正（総額法計上などを原則法に戻すこと）となれば、その困難より借手に於いて大きな問題となるため、その翌期からの適用など、現実的に受入可能な取扱い措置を講じられたい。</p>	<p>連結範囲の判定と同様であり、特に明示の必要はないと考える。利息法によっているものは算定から除くこととしているため、一部を利息法で処理することによって基準を満たすことも可能である。</p>
68) 指針案 31、57	<p>適用指針(案)第 31 項、第 57 項にリース資産総額の「重要性が無い場合」の割合について考え方を示しているが、各期の状況により 10%以上又は 10%未満に入れ替わりが生ずる場合が想定される。このような場合には、変更の処理が必要となると思うが、変更の際には会計処理の変更に該当するのかどうかの考え方について明示願いたい。</p> <p>また、当該事象が発生した場合の変更の処理の設例を設けていただきたい。また、当期にはじめて重要性の判断で 10%を超えた場合、既往の簡便法を採用している取引は、そのまま継続処理できると考えるが、その取扱いが明確に示されていない。</p>	<p>概念的には、会計処理の変更に該当するものと考えられる。</p> <p>32 項で利息法で処理したものを除外してよいことを明示しているため、対応済みと考える。</p> <p>適用初年度の設例とともに設例を作成した。</p>
69) 指針案 31	<p>適用指針案第 3 1 項にリース資産総額に重要性がないと認められる場合として「10%基準」が規定されている。試案に対し、引き上げを求めるコメントが多数寄せられたが、「変更するには根拠が必要」というのが、委員会事務局の回答であったと理解している。それでは、まず、10%とすべき合理的な根拠が、何処にあるのか、明らかにされるべきである。</p>	<p>簡便法が適用される会社数を試算した上で、決定したものである。</p>
70) 指針案 30～34、57～58	<p>リース資産総額の重要性基準(10%)の扱いについて、以下の点について適用指針本文あるいは解説等において明確にされることを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度末で比率が確定されますが、四半期、中間決算ではどのように処理することになるのかという点。 	<p>各決算で判定することになるが、実務的には、前期末の状況からの変更により判断されると思われる。</p> <p>連結では、見直すことができる規定となっ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・連結決算と単体決算で、10%の基準が分かれる場合の取扱い方の点。 	<p>ている。また、連結ベースで見直した場合、連結修正仕訳で対応することを指針 33 項、60 項に追加している。</p>
71) 指針案 32	<p>仮に重要性基準を規定するなら、連結数値のみで判断すべきである。国際的収斂を考えるなら、あらゆる数値を連結ベースで規定すべきである。</p>	<p>個別財務諸表を開示する限り、個別財務諸表ベースでの判定が必要と考える。</p>
72) 指針案 30・31・32	<p>「連結財務諸表においては、連結財務諸表の数値を基礎として見直すことができる」ことになっているが、この規定は具体的にはどのようなケースを想定しているのか例を示すなどして明確にしていきたい。</p>	<p>連結ベースで結果が異なる場合を想定している。</p>
73) 指針案 31、58	<p>改正会計基準適用初年度のリース比率を計算する場合に、未経過リース料期末残高には旧会計基準において賃貸借処理をする場合に注記を省略できることとされていたリース契約分を除いて計算することを明確にすべきである。</p>	<p>詳細になりすぎるため、特に定めない。</p>
74) 指針案 31	<p>会社資産に占めるリース資産の割合は大企業よりも中小企業の方が相対的に高いことから、親会社が「リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い」を適用して定額法を採用できたとしても、子会社は利息法になる場合がある。連結のためには、定額法と利息法の二重管理が必要となり、実務上の負担が大きくなるという問題を生じることから、リース資産総額の重要性の有無にかかわらず、定額法の適用を認めるべきであると考えます。</p>	<p>個別財務諸表基準性の原則から、子会社段階で重要性があれば、子会社では利息法を適用することになると考えられる。</p>
75) 指針案 31、58	<ol style="list-style-type: none"> 1. 借手において、未経過リース料の期末残高を算定するにあたり、「第 33 項で通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、第 23 項に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。」となっているが、この書きぶりは指針第 23 項に従って処理するリース資産を任意に（恣意的に）選択できると読み取れるがその理解でよいか？ 2. 単に貸手から物件のリースを受け、さらにこれを概ね同一の条件で第三者にリースす 	<p>一定のものだけ除くとしており、任意規定ではない。</p> <p>特に問題はないと考える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る取引がファイナンス・リース取引に該当する場合、貸手としての処理と借手としての処理が異なっても構わないか？（借手は原則処理、貸手は簡便的な処理等）</p>	
少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い		
76) 指針案 33、34	<p>「本公開草案の概要」において300万円と記載されている一方、適用指針(案)第33項では、個々のリース資産に重要性がないと認められる場合、とある。本件に関しては、一律の金額基準ではなく、企業の規模(資産、等)に照らしたものとすることが妥当と考えており、この点、明確にして頂きたい。</p>	<p>概要は要約である。企業の事業内容に照らして重要性の乏しいかどうか判断する必要がある。</p>
77) 指針案 34	<p>実務上、事務手続の簡略化を目的に、複数の同一物件を一契約としてまとめて行うこともある。契約単位とすると、会計手続の煩雑さを避けるために、物件単位の契約締結ということになり、手続の簡略化が失われる。実務負担への配慮の観点から、複数同一物件の契約については、物件単位での重要性判断も認めるべきである。</p>	<p>金額基準が契約単位のデータを基礎に行われており、物件単位の判定とした場合、300万円基準の見直しも必要になりため、左記意見は採用しない。</p>
78) 指針案 34	<p>「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」の判定基準を明確にすべきである。</p>	<p>個々の会社で異なり、画一的には定められない。</p>
79) 指針案 34	<p>実務負担への配慮の観点から、300万円基準は引き上げるべきである。「300万円基準については、リース事業協会の調査結果を勘案して決定している」とのことであるが、情報通信機器、事務用機器、自動車を除く平均単価は約560万円であることから、仮に基準を500万円に引き上げたとしても、借手の重要な資産及び負債がオフ・バランスになることはないと考えられる。</p>	<p>情報通信機器、事務用機器、自動車を除く根拠が不明であり、公開草案どおりとする。</p>
80) 指針案 34	<p>個々のリース資産に重要性がないと認められる場合の取扱いについて、(3)も(1)と同じ趣旨なのだから、物件単位で適用すべき。300万円基準の物件単位適用や見直しには根拠が必要と指摘されるが、90%や75%など、他のどの数値基準に根拠があるのか。</p>	<p>77)に同様。</p>
81) 指針案 34	<p>個々のリース資産に重要性がないと認められる場合の取扱いについて、維持管理費・保守料等の控除は「できる」規定ではなく区分処理、利息相当額とも控除後が原則のはず。</p>	<p>簡便法なので、できる規定としている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
82) 指針案 34	適用指針（案）34 項(3)に関し、「300 万円以下のリース取引」の判定について、現行の「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（公認会計士協会）六 1 (1)②に記載の通り、「一つのリース契約に科目の異なる有形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額によりことができるものとする」旨の取扱いを明記すべきである。	指針 35 項に追加した。
所有権移転ファイナンス・リース取引（借手）に係る会計処理		
83) 指針案 35、59	所有権移転ファイナンス・リース取引については、その経済的実質、当事者の意図は割賦販売取引とほとんど同一である。実務で対応できるように、借手・貸手双方において、自社が採用している割賦販売取引の処理と同様の処理を行うことができる旨を規定すべきである。	旧実務指針の方法を踏襲したものであり、また、リースと割賦は類似性はあっても全く同一ではないため、特に変更はしない。
84) 指針案 10	移転リースに該当するものとして 3 点のみが限定列挙されているが、従来の実務指針においてはこれら 3 点は例示である。本指針適用後は、実質的にはリース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引であっても、本指針に挙げられた 3 点に該当しなければ所有権移転外ファイナンス・リースとするのでしょうか。⇒ 維持管理費相当額程度の名目的な再リース料を設定する取引は実質的には「リース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引」に該当すると考えますが、本指針では所有権移転外ファイナンス・リースとなるのでしょうか。	試案の検討において、判定のフローを変更し、限定列挙としている。
85) 指針 36、42	所有権移転リースの場合はリース資産・リース債務に計上せず、自己所有の資産と同等の処理とすべきである。経済的実質を重視する。最初から自社資産と同じにしておけば 42 項の振替のような煩わしい処理も不要。	83) と同様。
86) 指針案 44、45	少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い（指針 44、45）は、すべて削除。実質的に売買である所有権移転リースに、オペレーティング・リースと同等の会計処理適用は不合理である。	できる規定であり、問題ないと考える。
セール・アンド・リースバック取引		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
87) 指針案 48、108	<p>リースバック転リースの処理をより具体的に示すべき。転リースがオペレーティング・リースの場合の手当も必要。</p> <p>大手事業会社の多くが、グループ内商社、リース子会社が物件ディーラー兼転リースのサブ・レッサーとなるリース事業を展開しており、親会社やグループ企業向けリースに特化しているケースから、広く外部に親会社製品等の利用手段としてリース取引を行っているケース等さまざまである。リースバックではない転リースも含めると、リース取引全体に転リース形態の占める割合は相当に高く、更にもっと多くが連結会社間取引が多様に絡むものとなっている。連結の出来上がりベースで適正な処理となることが第一義であり、加えて連結調整がシンプルでシステム対応でき、余分な情報収集や事務手間を生じさせない基準でなければ借手の利便は確保されない。</p>	検討の結果、転リースについて、指針 47 項及び設例を設けた。
88) 指針 108	<p>転貸リースの損益に係る処理は、利息相当額を認識せず、売上高（リース料収入）と売上原価（支払リース料）を計上すれば足りる旨を適用指針本文に記載する。転貸リースのサブ・レッサーにリース投資資産・負債の両建計上をさせるかどうかは取引実態を踏まえてよくよく検討すべき課題であるが、少なくともエンド・ユーザーからの回収リスクを負わない場合にまで両建計上するのは失当であろう。</p> <p>損益に関しては、サブ・レッサーは、リース料の利ざやが一般的な利益源泉であるが、商社機能を併せ持ち、販売部門収益を別途認識しているケースも多い。収益認識に関する議論は別途あるが、現時点では総額表示の原則に従うのが自然であろう。資産が帰属しないのは当然なので減価償却費は書く必要はない。資金負担もないので利息を認識することも失当である。</p>	87) と同様。
89) 指針案 48 なお書き、108	<p>転リースの取扱いについても、現行の『リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針』の記載を踏襲し、セール・アンド・リースバック取引に関する規定の中に入れて記載が行われている。しかし、セール・アンド・リースバック取引とは関係なく、転リースを実施</p>	87) と同様。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>している企業も存在すると考えられるため、転リースに関する記載を独立してはどうか。</p>	
90) 指針案 108、設例	<ol style="list-style-type: none"> 第 108 項において、「貸借対照表上はリース債権又はリース投資資産とリース債務の双方を計上するが、減価償却費、支払利息、売上高、売上原価等の損益に関わる処理は要しないと考えられる。」との記載がありますが、これだけでは実務での対応が困難であり、具体的な設例を設けるべきである。 また、「単に貸手から物件のリースを受け、さらにこれを概ね同一の条件で第三者にリースする取引がファイナンス・リース取引に該当する場合においても同様である。」と記載されておりますが、これについても同様に具体的な設例を設けるべきである。 	87) と同様。
91) 指針案 108	<p>セール・アンド・リースバック取引に関する適用指針案 108 項の記載でのリース債権又はリース投資資産とリース債務を両建て計上するについて、総額を想定していると推定されるが、総額と純額のいずれにより計上するのがあいまいである。なお書きの場合についても同様であり、これも明らかにされることを要望する。</p>	87) と同様。
92) 指針案 47	<p>セールスアンドリースバック取引においては、リース条件がファイナンス・リースに該当する場合には資産売却損益を繰り延べることとしているが、オペレーティング・リース取引については明確に規定されていないため、明記いただきたい。</p> <p>なお、本項が、オペレーティング・リース取引については一律売却損益を計上できる、という意図であるならば、オペレーティング・リースであっても、売手による対象資産への関与が残るケースや、売却価格を公正価値と異なる金額に設定し、リース料で調整しているケースなど、資産売却損益を一時に認識すべきでない取引も想定されるので、国際的な会計基準と同様に、取引全体の実態から判断する必要があると考える。</p>	<p>一般的には、リースバックがオペレーティング・リース取引の場合には、一括計上処理がなされていると思われるが、継続的関与の問題は、収益認識全体の議論と考えられる。また、リース料の調整は、特殊なケースであり明示されていないが、実態を反映した会計処理が必要になると考えられる。</p>
ファイナンス・リース取引（貸手）の会計処理		
93) 基準案 13、14	<p>「リース投資資産」及び「リース債権」につき、債権額を利息相当額込みで資産に計上し、負債に利息相当額を「未実現利益」として計上してもよいか？</p>	貸借対照表表示では、左記は想定していない。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
所有権移転外ファイナンス・リース取引（貸手）の会計処理		
94) 指針案 49、116、117	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る貸手の基本となる会計処理として、適用指針第 49 項に「(1)リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法」、「(2)リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法」及び「(3)売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法」の三つの方法が並列的に列挙されているが、それぞれの企業の販売取引に対する会計処理を考慮して、当該取引以外の通常の販売取引と整合性のある会計処理を適用するように規定すべきである。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る貸手がリース事業者以外の者となる場合もあることを考えれば、(1)から(3)のいずれの方法も採用できるとする規定を見直し、それぞれの企業の販売取引実態を考慮して、より合理的と認められる方法を(1)から(3)の中から選択し適用することを明確に規定すべきである。なぜなら、割賦販売取引を行っていない企業に対して(1)の方法を認めた場合には、異常な売上高及び売上原価が計上され適正な期間比較を妨げる事態が予想される。また、リース物件の販売が取引目的ではなく、リース物件を介した金融取引が取引目的のような場合に対しては、(3)の方法を採用することが適当であり、このような取引に(1)及び(2)の方法の採用も認めるべきではないからである。</p>	指針 122、123 項で対応している。
95) 指針案 49	リース料回収ベースで売上高と売上原価を計上するのではなく、リース期間の経過に合わせ発生ベースで売上高と売上原価を計上する方法としてもよいか？	売上高については、回収時に計上するとともに、期末には、利息相当額の発生分を計上する処理を〔設例 1〕に示している。
96) 指針案 47	リース料の回収予定が無い期の売上計上はどうするか。⇒会計基準 14 項に「利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法で配分する。」とあり、通常であれば利息のみ計上することになると思いますが、本適用指針では「リース料受取時に売上計上」とされています。又、〔説例 1〕4 リース料が前払い又は後払いとなる場合(3)貸手の会計	95) と同様。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	処理②後払いの場合 においては回収日が到来する前に元利合わせた売上を計上している。	
97) 基準案 35 項、指針案 94	所有権移転外ファイナンス・リース取引から生じるリース投資資産については、現状その評価方法の考え方が記載されていないと思われる。資産の評価に関する基準としては、「金融商品に係る会計基準」「固定資産の減損に係る会計基準」「棚卸資産の評価に関する会計基準」等が存在するが、基準 35 項等において、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、複合的な性格を有する旨の記載が行われているため、どれも直接的には対応していないように思われる。リース投資資産の評価（引当金の計上を含む）に対する考え方を、リース取引に関する会計基準の中で明示してはどうか。	基準 41 項に追加した。
98) 指針案 49	設例ではリース料の回収が 6 ヶ月ごとになっておりますが、利息相当額は 6 ヶ月分の利息を 6 等分して毎月配分するのでしょうか。それともリース料受取月にのみ利息の計上を行うか。	期末決算（四半期決算も含めて）時に発生ベースで計上する。月次決算については、特に定めない。
99) 指針案 49	(1)～(3)の説明、設例とも、現金基準となっているが、現実的ではない。システム上は請求債権額ベースのデータが最重要。営業管理・与信管理も当然それがベースとなり、債権は現金ベース管理。収益認識は発生ベース＝リースは開始応当日の到来基準（1 日経過したら 1 月分の債権確定と考える）が一般的で、借手と認識を共有する。（解約の際の残債計算上、認識共有が必要。）割賦は回収期限到来基準。経過勘定を用いて両建管理のシステム処理を行っている。リースの貸手が入金伝票で手管理の損益仕訳を切ったり、期末に手計算の見越・繰延べ計上を立てるような非現実的な説明では、理解に資するどころか、実務に堪えない処理が一般に行われているかのように誤解されたり、会計・内部統制監査や税務調査での説明負担等、無用の混乱・負担が懸念される。	95) と同様。
100) 基準案 13	所有権移転ファイナンス・リース取引については「リース債権」として、所有権移転外	見積残存価額部分の有無の違いがあり、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ファイナンス・リース取引については「リース投資資産」として計上すると会計基準(案)第37項、適用指針(案)第118項に理由の記載があるが、本件の勘定科目名称を敢えて分ける必要がどこまであるのか疑問が残る。また、「リース投資資産」について「投資」という表現があるにも係わらず流動資産に計上もありうることについて表現上の違和感がある。勘定科目名称を「リース債権」に一本化することを検討願いたい。</p>	<p>科目を分けている。</p>
101) 指針案 13	<p>国際会計基準 17 号では、36 項でファイナンス・リースの貸手の原則的処理が規定され、貸借対照表に純投資 (net investment) を計上するとあり、42 項で製造業または販売業については売買損益を認識するとある。日本の 13 項の規定は、国際基準 17 号の二つの処理を混合して規定しており国際基準とは似ても似つかないものとなっている。せつかく、改正するのであれば、国際会計基準と一致したものにすべきである。</p>	<p>国際基準と細目まで合わせる必要性はないと考える。</p>
102) 指針案 52、53	<p>公開草案では、維持管理費用相当額と役務提供相当額は原則として、リース料総額から区分するとされておりありますが、実際に区分することは実務的に非常に困難である。また、税務において一定割合により利息法計算部分と定額法計算部分に区分して所得計算を行うことが認められた場合、当該方法による所得計算を行った企業は、税務と会計で不一致(申告調整)が永久的に生じることになります。会計のより適正な期間損益の反映と、税務と会計の不一致解消のために、税務のいう一定割合を会計でも適用しうよう適用指針本文あるいは解説等において、「簡便的な処理として合理的・客観的な割合で区分しうる」あるいは直接的に「税務の配分割合を認める」旨を明記することを要望する。</p>	<p>現在価値基準の判定上は、区分が原則になると考えられる。会計では、利息法が適当と考えたものであり、税務基準の採用はできない。</p>
103) 指針案 55	<p>再リースの処理において、「リース投資資産から振替えた固定資産については、再リース開始時点の見積再リース期間にわたり減価償却を行う」とあるが、この際に想定している減価償却の方法。</p>	<p>個々の企業で実態に合わせ採用することを想定している。</p>
104) 指針案 56	<p>「中途解約時のリース投資資産残高(中途解約時点での見積残存価額控除後)」との記載があるが、「中途解約時点での見積残存価額」と基準第 14 項の「リース契約締結時の見積</p>	<p>考慮してのものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	残存価額」は異なるか。見積残存価額の見直しや減損処理を考慮したものなのでしょうか。	
貸手としてのリース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い		
105) 指針 58	定額法適用を重要性基準の枠内に限定すると、事務負担軽減上実効性が乏しい。期中や期末で判定が変わるケースなど、却って著しい負担を生じる。	試案審議段階、公開草案審議段階で十分時間をかけた結果であり、特に新たに検討すべき論点はないと考えられ、左記意見は採用しない。
106)	この案のまま実務適用すると、リース取引を主たる事業としている、グループ内リース会社、商社等の利息法適用は、連結では不都合が生じる。連結処理を考えた場合、リース子会社の親会社向けリース売上と原価を戻すこととなると思われ、差額は親会社が利息認識しない場合は減価償却費に、利息を計上している場合は支払利息に戻し入れることとなると思われるが、子会社の利息を減価償却費に戻し入れると、連結ベースではテール・ヘビーの減価償却費になってしまう。また、親会社が利息を定額計上している場合は連結では利息の戻しすぎになる。親会社単体では定額法で簡便化が図られるとしても、これを修正すると連結調整の手間で余計な追加事務負担が生じることとなる。更に期中や期末で重要性の判定が変わったりすれば、連結決算実務は破綻する。	連結ベースでは、資産の取得の処理に修正することとなると考えられる。
107)	リース取引を主たる事業としている中小リース会社の多くは、比較的小規模でリース事業を行っており、これらの中小会社にまで利息法を適用することは、実務負担が大きい。「中小企業の会計に関する指針」において貸手の賃貸借処理が認められたとしても、同指針の適用対象外となる中小リース会社については、公開会社と同様の処理を強いられることとなる。したがって、同指針の適用対象外となる中小リース会社については、リース取引の重要性の有無にかかわらず、またリース事業を主たる事業としているか否かにかかわらず、定額配分による取扱いを認めるべきである。	中小指針の適用会社は、中小指針の規定に従う。中小指針の対象外である証券取引法適用会社及び会計監査人を設置する会社の子会社及び関連会社については本会計基準及び適用指針が適用されることとなる。
108)	リースを主目的としない事業者については、貸手側の会計処理においても簡便法（リー	貸手においては、少額であっても合計値で

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ス料総額 300 万円以下のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。)を認めていただきたい。会計処理の変更に伴う会計システム改修等、実務への負担が多大なものとなるため、ご配慮いただきたい。</p>	<p>重要性があれば、簡便法は適切ではないと考える。</p>
<p>所有権移転ファイナンス・リース取引（貸手）の会計処理</p>		
<p>109) 指針案 59～66</p>	<p>「割賦販売と同等の会計処理とする。」と書けば足りる。処理の中身も実質的な違いはない。</p>	<p>旧実務指針の方法を踏襲したものであり、また、リースと割賦は類似性はあっても全く同一ではないため、特に変更しない。</p>
<p>110) 指針案 65</p>	<p>貸手の所有権移転ファイナンス・リース会計処理において、再リースの規定が設けられているが、所有権移転ファイナンス・リースでは、リース契約終了時に、リース物件の所有権は借手に移転してしまうため、再リースは通常生じないと思われる。リース契約終了時に、必ずしも所有権が、借手に移転しない「所有権移転ファイナンス・リース」が存在するとも読めるため、規定を設けている趣旨について、追加説明してはどうか。</p>	<p>特別仕様要件で所有権移転ファイナンス・リース取引に区分された場合は、再リースも有り得る。</p>
<p>ファイナンス・リース取引（その他）</p>		
<p>111) 基準案 31</p>	<p>リース契約に係る使用権の考え方について 会計基準(案)第 31 項によれば、今後、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区別をすることなく、リース契約に係る使用権を資産計上していくことを基礎に検討がなされる予定とあるが、今回の会計基準の変更によって計上されるリース資産は、今後検討される使用権と同義と解釈できるとの了解でよいか確認させていただきたい。</p>	<p>使用権的性格はあるものの、IASB における使用権はフルペイアウトではない場合でも計上されるため、同義ではない。</p>
<p>112)</p>	<p>平成 19 年度税制改正にてファイナンス・リース取引のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃貸借に無償で移転するもの等以外のものについて、次の措置を講ずる。という文面のなかで、平成 20 年 4 月 1 日前に締結したリース契約については、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとするとある。平成 20 年 3</p>	<p>税務の規定の問題である。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>月 31 日 現在でリース契約金額 300 万円以上の機械設備の資産に相当する金額をリース投資資産として貸借対照表に記載するのでしょうか。車両に関しては除くのでしょうか。再リースのものは除くものとする。</p>	
オペレーティング・リース取引に係る会計処理		
113) 基準案 15	<p>オペレーティング・リースが賃貸借でないかのような「準じて」という表現を修正。「通常の賃貸借取引の会計処理を行う」に修正。</p>	<p>旧基準の用語を踏襲したものであり、特に変更しない。</p>
114) 基準案 15	<p>オペレーティング・リースは借手の貸借対照表に計上してはならないことの明記。リスク・経済価値アプローチによるなら、オペレーティング・リースの対象資産を借手の貸借対照表に計上してはならない筈であるが明記されていない。適用指針第 9 項に書いてあるのは、ファイナンス・リース取引に該当するか否かであり、借手のリース資産・債務の計上要件は直接書かれていない。</p>	<p>賃貸借取引が貸借対照表に資産計上を伴わないことは、明らかであると考えられる。</p>
ファイナンス・リース取引の表示		
115) 基準案 16	<p>リース資産は原則として一括して「リース資産」として表示することとなっておりますが、</p> <p>i) 所有権移転外ファイナンス・リース資産と所有権移転ファイナンス・リース資産は区分せず合算表示してよろしいのでしょうか。</p> <p>ii) リース資産を有形（無形）固定資産に含める場合、所有権移転外ファイナンス・リース資産だけ（もしくは所有権移転ファイナンス・リース資産だけ）含めてもよろしいのでしょうか。また、所有権移転外ファイナンス・リース資産の一部の契約のみを含める等是可以ののでしょうか。</p> <p>iii) 同じく、リース資産を有形（無形）固定資産に含める場合、有形固定資産だけ（もしくは無形固定資産だけ）含めることはできるのでしょうか。</p>	<p>区分は想定していない。</p> <p>基準 42 項に追加した。</p> <p>特に、明示しないこととした。</p>
116) 基準案 16、38	<p>リース資産の表示については、一括表示を原則として、科目別表示も認めるという形に</p>	<p>両方認めており、問題ないと判断する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>案っているが、在外子会社等において、既に各科目に含めて表示しているケースでは一括表示に組み替える必要が生ずる。このため、一括表示を原則とする場合、在外子会社等が多い場合等は逆に一括表示に組み替える方が実務上の過重負担を招くケースが生ずると思われる。</p>	
117) 基準案 16	<p>法的に所有権を有しないリース資産は、所有権を有する有形固定資産または無形固定資産の属する各科目に含めるべきではありません、含めるのであれば、リースしている旨の注記を要するようにすべきです。なぜならば、有形固定資産または無形固定資産の属する各科目は、“会社の所有に帰す資産”を主張（Assertion）しているものとされるからで、所有権のないリース資産を明示する必要があります。いずれにしても、リース会計くらい国際会計基準に一致したものにしておくべきです。さもなくば、なぜ相違するのか日本の基準の正当性を説明しておくべきです。</p>	<p>国際基準と細目まで合わせる必要性はないと考える。</p>
118) 基準案 16	<p>借手側のリース資産のBS科目について、有形無形固定資産の各科目に含める方法を認めていますが、その場合はリース資産の総額を注記事項にすることにはどうですか。一括してリース資産としてBS計上する方法とバランスが取れていないように思えます。</p>	<p>特に不要と考える。</p>
注記について		
119) 基準案 16、19	<p>会計基準第 16 項では、リース資産については、有形固定資産又は無形固定資産の別に一括してリース資産として表示することを原則としているが、この場合には、明瞭性の観点から有形固定資産又は無形固定資産に属する科目ごとに明細を注記すべきである。</p>	<p>基準の結論の背景 43 項に記載のとおり、コスト・ベネフィットを勘案して不要としている。</p>
120) 基準案 21	<p>リース取引を主たる営業目的としない企業については、「リース取引に関する会計基準（案）21」にける貸手側注記事項「リース債権部分について、貸借対象日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額を注記する。」を不要としていただきたい。注記事項は過大であると考えられる一方、当該注記を行うことに伴う会計システム改修等、実務への負担は多大なものとなるため、当該注記は、不要としていただきたい。</p>	<p>基準 21 項に追加した。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
121) 基準案 21	<p>第 21 項において、貸手に「貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額を注記する」ことを求め、「重要性が乏しい場合」には注記を要しないとしているが、「重要性が乏しい場合」の判定基準を明確にすべきである。</p> <p>ちなみに、借手については、第 19 項において、「重要性が乏しい場合」には注記省略できるとし、適用指針案第 69 項において、同第 31 項に定める判断基準（未経過リース料期末残高が 10 パーセント未満）と同様であると明示している。</p>	指針 71 項に追加した。
122) 基準案 20	<p>会計基準（案）第 20 項に定める「リース投資資産について、将来のリース料を収受する権利（リース料債権）部分及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額を注記する。」は重要性が乏しい場合には不要としていただきたい。</p> <p>上記の注記の根拠として会計基準（案）41 項でリース料債権と見積残存価額とは性質が異なるためとなっているが、リース取引に重要性がない場合にまでそうした区分に基づく注記を要求することはコスト・ベネフィットの観点から望ましくないと考えられる。また、会計基準（案）第 21 項に定める注記では重要性に乏しい場合に注記を不要としていることとの整合性を取る意味でも第 20 項の注記についても重要性の判断基準を採用していただきたい。</p>	基準 20 項に追加した。
123) 基準案 19	<p>リース資産について「減価償却の方法」の注記が求められておりますが、</p> <p>i) 所有権移転外ファイナンス・リース資産と所有権移転ファイナンス・リースのそれぞれについて注記が必要なのでしょうか。</p> <p>ii) 所有権移転ファイナンス・リース資産のみの場合も注記が必要なのでしょうか。（所有権移転ファイナンス・リース資産の減価償却は、自己所有資産の減価償却方法と同一の方法しか選択できないこととなっています。）</p>	<p>異なれば、各々になると想定される。</p> <p>記載することが想定される。</p>
124) 基準案 21、41	会計基準（案）第 41 項に「リース債権及びリース投資資産に係るリース債権部分について、貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額をそ	基準の結論の背景 45 項に記載のとおり、有用であると判断し、注記を求めている。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>れぞれ注記すること」と開示項目の新規追加となっているが、回収が長期にわたることという理由からであれば、リースにかかわらずすべての長期債権(特に長期貸付金)について同様の開示が求められるべきであり、記載は実務上も負担が大きいことから当該開示項目は開示任意等の検討を行っていただきたい。</p>	
125) 基準案 22	<p>会計基準第 22 項でオペレーティング・リース取引の注記について規定されているが、解約不能部分がある場合にその未経過リース料の金額を注記する旨の内容が明確になるよう、会計基準第 22 項の記載を見直すべきである。</p> <p>会計基準第 22 項で注記を求めている内容は、オペレーティング・リース取引のうち解約不能部分がある場合には、その未経過リース料の金額を注記させることと理解されるが、「リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除く」という記載では、その内容が不明確である。例えば、リース期間が 10 年で、そのうち当初 5 年間で解約不能であるオペレーティング・リース取引があった場合に、注記の対象とすべきか、あるいは対象とした場合にどのような金額を注記すべきか判断に苦慮する可能性がある。したがって、注記すべき内容が明確になるよう記載を見直す必要がある。</p>	基準 22 項、指針 74 項において修正した。
適用初年度開始前開始前リース取引の扱いについて		
126) 借手指針案 74、75 貸手指針案 78 ～80	<p>第 75 項において、「会計基準適用初年度開始前のリース取引について、未経過リース料残高相当額を計上できる」としながら、「この場合」以下で、第 74 項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるときの注記を求めている。このような規定であれば、第 75 項を適用するとしても、まず第 74 項に基づいて変更による影響額が大きいかどうかを確認する必要があることから、簡便的な取扱いとして第 75 項を定めた(第 124 項でその旨説明) ことにならない。したがって、実務負担への配慮の観点から、第 75 項の「この場合」以下の記述は削除すべきである。</p>	削除した。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>なお、「適用初年度の取扱い」の表現を「適用初年度開始前のリース契約について」に変更してはどうか。現在の表現では適用初年度のみ取扱いとの誤解も生じる。この点は下記にもあてはまる。</p> <p>第 78 項において、「会計基準適用初年度開始前のリース取引について、固定資産の適正な帳簿価額を計上でき、また、利息相当額を定額で配分することができる」としながら、「この場合」以下で、第 77 項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるときの注記を求めている。このような規定であれば、第 78 項を適用するとしても、まず第 77 項に基づいて変更による影響額が大きいかどうかを確認する必要があることから、簡便的な取扱いとして第 78 項を定めた（第 124 項でその旨説明）ことにならない。</p> <p>したがって、実務負担への配慮の観点から、第 78 項の「この場合」以下の記述は削除すべきである。</p>	<p>タイトルを修正した。</p> <p>注記の対象を、主として、影響が大きいと想定される貸手でリース取引を主たる事業としている企業に限定した。</p>
<p>127) 借手指針案 74～76 貸手指針案 78～80</p>	<p>会計基準適用初年度開始前のリース取引について、借手及び貸手双方に引き続き貸借借処理を認めているものの（第 76 項、第 79 項）、リース取引を主たる事業としている企業については第 79 項の適用を認めていない（第 80 項）。一方、税務上、適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（いわゆる既契約）については、従来通り貸借借処理を行うことになることから、会計と税務の取扱いに齟齬が生じることとなる。したがって、会計上も、すべての貸手に対して既契約分についての貸借借処理を認めるべきである。</p> <p>「貸手においては、基準改正前の処理（固定資産に計上）と基準改正後の処理（リース債権又はリース投資資産に計上）が大きく異なり、リース取引の重要性が高い場合、それらが混在することは適切ではないと考えられるため、リース取引を主たる事業としている企業については、適用初年度開始前のリース取引について注記処理を認める方法は適用できない。」（第 125 項）と説明しているが、開示の科目が異なるために「混在」することはなく、開示の観点からは特段の支障はない。</p>	<p>適用指針結論の背景 131 項に記載のとおり、変更前後で表示の質的な乖離が大きいと、重要性が大きいと想定されるリース取引を主たる事業としている企業については、貸借借処理は容認できないと考える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
128) 指針案 75、78	<p>第 75 項における「第 74 項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるとき」の重要性の判定基準を明確にすべきである。同様に、78 項における重要性の判定基準（適用指針案「第 77 項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるとき」の重要性の判定基準）を明確にすべきである。</p> <p>直前事業年度末の固定資産簿価をリース投資資産の期首簿価として引き継ぐ場合、第 77 項の原則処理を適用した場合との影響額に重要性がある場合は注記が必要とあるが、重要性の判断基準をどのように捉えるべきか？</p>	126) 参照のこと。
129) 指針案 58、80	<p>「リース取引を主たる事業としている企業」の例はどういうものかを適用指針で示す必要があると考えられる。この用語の解釈によっては、貸手企業の事務負担が大きく違ってくるため、実務上の判断しやすいように、少なくとも基本的な考え方は、示しておくべきである。</p>	具体的に適用指針に書き込むのは難しいと判断され、追加しない。
130) 指針案 74～80	<p>適用初年度の取扱いの可否を判断するにあたっては、リース取引開始日ではなく、リース契約締結日をもって例外処理の適用の可否を判断すべきと考える。これは会計基準第 11 項を逆説的に読めば、IAS 17 と同様、リース区分はリース取引開始日（commencement）ではなく、リース契約締結日（inception）に判断されるべきと理解できるためである。当該規定との整合性を考えた場合、例外規定の適用によるリース区分の決定も同タイミングで行われるべきと考える。</p>	リース開始日でよいと考えられる。
131) 指針案 78	<ol style="list-style-type: none"> 適用指針案第 7 8 項は、リース専門家であっても採用可能との認識でおりますが、そのように考えて良いか。（第 8 0 項の「前項」とは、第 7 9 項のみを指しているとの解釈で良いでしょうか？） 適用初年度の取扱い（再リースの取扱い） 適用指針案第 7 8 項を採用して、直前事業年度末における再リースに係る帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上した場合、売上原価への計上方法は、再リース 	<p>左記で問題ない。</p> <p>個々のケースで適切に判断することになると想定される。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	期間の未経過期間への配分とすることで良いか、あるいは、適用初年度に一括して計上することでも良いか？	
132) 指針案 74、77	特別損益として処理すべき変更による影響額が、適用初年度の期首までの当期純損益に係る累積的影響額となっているが、税引前当期純損益に係る累積的影響額なのではないか。(特別損益に計上する金額のため、当期純損益影響額を記載することになると、税効果影響額も特別損益に計上することとなると思われる。)	税効果を調整する必要はないと考えられ、税引前当期純損益に修正する。
133) 指針案 74～76、78～80	<ol style="list-style-type: none"> 適用指針案第 75 項・第 78 項において、「原則法を適用した場合の変更による影響額」に重要性がある場合は注記が義務付けられておりますが、会計基準適用初年度の期首の金額はどの時点で注記が必要なのでしょう。(「適用初年度の期首において・・・注記しなければならない。」と読みとれます。)適用初年度の間接決算からなのか、期末からなのかいずれでしょうか。 また、「期首の金額」は適用初年度のみ記載すればよいのでしょうか。もしくは、適用初年度開始前のリース資産がなくなるまで継続して每期注記が必要なのでしょう。 	126) 参照のこと。
134) 基準案 24、43	<p>中間・年度の首尾一貫性の注記について</p> <p>早期適用した場合の中間・年度の首尾一貫性の注記の取扱いについて、年度の取扱いについてのみ記載されているが、実務のことを考え、翌中間期における取扱いについても言及したほうがよいのではないかと考えます。</p>	2009年3月期から四半期制度になるため、記載しない。
連結決算について		
135)	今回の会計基準の見直しにおいて、この「連結リース実務指針」の取扱いについては何も触れられておらず、現行の連結リース実務指針の位置付けが明確になっておりません。本来、リース実務指針の改正に合わせて、連結リース実務指針についても見直しを行うべきではないかと考えます。	改正基準が優先する。修正等については日本公認会計士協会に依頼する。
136)	金融計算を損益計上のシステムに取り込まなくてはならず、過大なシステム投資、事務	実務上の観点からあるて詳細に定めてい

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>体力を要することになり、連結側でもさまざまな変更受入処理が必要であると思われます。連結調整を考えると、借手としてはかえって事務負担が増えるのではないかとの不安を覚えます。もっと抜本的に、一般事業会社レベルで理解しやすく、簡素な基準とされるよう要望します。</p>	<p>るものであり、簡素にすることについては、別の批判が生じると考えられる。</p>
<p>中小企業への適用について</p>		
<p>137) 中小企業</p>	<p>「中小企業の会計に関する指針」について 借手・貸手双方において、現実務で行われている賃貸借処理が維持されるよう要望する。 「中小企業の会計に関する指針」の適用対象外となる次のような中小企業については、実務負担に配慮して、借手・貸手双方に賃貸借処理または定額法のような簡便的な取扱いが認められることを要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 連結対象子会社等（公開会社・大会社・会計監査人設置会社の子会社等）に該当するため「中小企業の会計に関する指針」の適用対象外となる中小企業会社の資産に占めるリース資産の割合は大企業よりも中小企業の方が相対的に高いことから、親会社が「リース資産総額に重要性がない場合の取扱い」（適用指針案第 30 項・第 31 項）を適用して、利息相当額の配分について定額法を採用することができたとしても、子会社はこの適用を受けられずに、利息法による複雑な会計処理をしなければならないケースが生じる。 2. 中小規模のリース会社 貸手においては、「リース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い」（適用指針案第 57 項・第 58 項）の利息相当額の定額配分はリース取引を主たる事業としている企業には適用されないことから、リース会社は中小規模でも利息法による複雑な会計処理をしなければならない。 	<p>中小指針の問題である。</p>
<p>138) 中小企業</p>	<p>中小企業への適用は、本会計基準確定後、本会計基準の内容を踏まえ「中小企業の会計</p>	<p>137) と同様。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>に関する指針」により定められるとあるが、中小企業会計指針の抛り所は貴委員会が作成する会計基準であることから、中小企業については、現状の「賃貸借処理」を維持することを公正妥当とし、試案基準・試案指針の対象外である旨を明確にすべきである。</p> <p>当社のような中小リース会社の対象は、ほとんど中小企業にて影響は大きく、また、わが国は確定決算主義に基づき会計・税務が密接に連動しており、中小企業の会計を含め、税制と連携して会計と税務の見直しを同時並行して進めていただきたい。</p>	
139)	<p>中小企業から大企業になった場合、既往の賃貸借処理している取引は、そのまま継続処理できると考えますが、その取扱いが明確に示されておりません。</p>	137) と同様。
設例について		
140)	<p>リース債権流動化について</p> <p>リース会社が流動化しているリース債権については、適用初年度の取扱いを、設例を以って、お示し願いたい。</p>	流動化について、基準等で記載がなく、適用初年度の取扱いのみの設例の記載はしない。
141)	<p>適用指針（案）第 108 項（セール・アンド・リースバック取引）に転貸リース取引の場合の処理が記載されており、「・・・損益に関わる処理は要しないと考えられる。」とある。弊社では、貸し手からリースを受け、これを概ね同一の条件で第三者に転貸する取引を一部のリース取引において利用しており、実務的な処理の参考情報として、斯かる取引に対応する場合の具体的な説例の記載をお願いしたい。</p> <p>転貸リース取引の追加</p> <p>適用指針案第 108 項では、転貸リースの場合、「貸借対照表上はリース債権とリース債務の双方は計上するが、減価償却費、支払利息、売上高、売上原価等の損益に係わる処理は要しないと考えられる。」と表現されており、会計基準の方法とは異なると考えられるので設例がないと実務が混乱する。メーカー・ディーラーなどがリース会社と提携して取り組むリース形態として「転貸リース」は通常取引として一般化しているので、</p>	転貸リースの設例を追加した。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>転貸リースの会計処理の明確化のニーズも多く是非、設例の追加をお願いしたい。</p> <p>転貸リース取引の追加</p> <p>適用指針案第 108 項では、「貸借対照表上はリース債権又はリース投資資産とリース債務の双方を計上するが、減価償却費、支払利息、売上高、売上原価等の損益に関わる処理は要しないと考えられる。」としているが、契約の実態如何では損益の認識を行う必要があり、会計基準の方法とは異なると考えられるため、「・・・計上するが、原則として、減価償却費、・・・」とし、実務で対応できるよう設例を追加すべきである。</p>	
142)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税を含めた処理を設例に入れて貰わなければ、税務との平仄が取れているのか分からないこと。 ・設例は実務として消費税を織り込むべきではないか。 	<p>税制の問題であり、特に不要と考える。煩雑になるため織り込まない。</p>
143)	<p>設例の追加・修正</p> <p>1. リース料を毎月支払う場合の追加</p> <p>設例は全て、6 か月毎のリース料支払いを前提に会計処理が示されているが、一般的にはリース料は月単位での約定となっており、その収益・費用計上は月単位が会計慣行となっている。一般的な月払いのリース取引での設例でもって会計処理を示していただきたい。この場合、売買処理における利息相当額の認識については月割りか日割りか、未収、未払、前払、前受の計算方法についても明確になるように、リース料の支払日（回収日）を末日以外（例えば 15 日）でお願いしたい。</p> <p>2. 設例 3 残価保証（借手）のある場合の修正</p> <p>リース債務の返済スケジュールによると、残価保証額（5,000 千円）についても現在価値に割り引いてあるが（4,788 千円）、借手の残価保証額が債務金額（5,000 千円）となるように返済スケジュールを修正すべきである。リース期間終了時に貸手・借手が債権・債務として認識すべき金額は残価保証額であるので、設例のリース料の返済スケジ</p>	<p>一部の設例については、毎月支払う場合の設例に変更した。</p> <p>残価保証については、リース料総額に含めて計算するため、最終的に利息分も含めて債務金額になる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ユールの債務残高（元本）を残価保証額とするのが合理的である。</p>	
144)	<p>設例にある半年毎や一年毎の支払いは例外的な取引であり、一般的な取引であるリース料の支払が月額均等払であるケースで分かり易く記載いただきたいと思います。</p> <p>その上で、以下のような取引の例示を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保証金（月額リース料の1～3ヶ月相当）を収受し最終回に充当のケース 2. 第三者保証残価のある取引（貸手はファイナンス・リース、借手はオペレーティング・リースとなるケース） 3. 二次リースのある取引 4. 適用初年度における既往取引の処理 賃貸借処理から売買処理に変更する方法を選択した場合の例示 <ul style="list-style-type: none"> ・借手の処理 ・貸手の処理 5. リースバック取引 	<p>基本的な設例を示し、それをもとに合理的に判断して処理するものと考えてるので4以外特に設けない。設例は、すべての実務を網羅するものではなく、基準や指針の理解に資するために設けている。</p> <p>4については、設例を新たに設けた。5については、設例がある。</p>
145)	<p>適用初年度の取扱いについて（適用指針案第74項、第75項）</p> <p>本会計基準および適用指針の適用により、多くの企業で従来の賃貸借処理から売買処理へ変更になることが予想されるため、適用指針では、適用初年度の取扱いに関して設例を設けていただきたい。</p> <p>また、会計処理を変更したことに伴い影響額に重要性がある場合には、注記が必要となる（同第75項）が、何を注記すればよいかを明確にするとともに、設例を設けた上で具体的な計算方法を示していただきたい。</p>	<p>設例を設けた。</p> <p>左記の注記については削除した。</p>
146)	<p>平成19年度税制改正大綱によると、本会計基準および適用指針が適用される時期には、税務上の減価償却制度の見直し（残存価額および償却可能限度額の廃止等）が行われる可</p>	<p>直接関係しないため修正しない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	性能が高い。適用指針における設例についても、減価償却に関する部分については、見直し後のベースを記載または見直し前と後のベースを併記してはどうか。	
147)	説例と実務との関係では、利息法についてリース料の支払期日に対する日割りの取扱いの有無など実務に即していないため判断しにくい。この許容範囲等に対しての適用指針案の記載も見られず、今後の経理システム等の修正・開発の要件を定めにくい。適用指針の解説などでも良く、早急に明らかにされることを要望する。	設例は、すべての実務を網羅するものではなく、基準や指針の理解に資するために設けているため、左記の事項については特に設けない。[設例 1]において、考え方は示している。
148)	土地・建物等の不動産リースの取扱いに関する設例(特に、土地と建物が一体となっている場合(適用指針(案)第19項))を追加願いたい。	設例の分量の都合上、設けなかった。
149)	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンス・リース取引に係る貸手の会計処理の基本となる会計処理で3通りの方法が紹介されていますが、どのようなケースで(1)と(2)が適用されるべきか具体的な要件が記載されるべきではないでしょうか。いわゆる一般的なリース会社であれば、リース物件は外部から調達して、レシーの指定する場所に設置します。つまり、リース会社の棚卸商品ではありませんし、その内容も売上を計上するというものではないと思われます。国際的な会計基準を考えると(1)と(2)は問題の残るところではないでしょうか。 この基準を導入するとかなりの混乱や誤解が生じると思われます。従来、リース料とだけ処理していたものを資産計上したりするわけですので実務担当者への手掛かりとなるような十分な配慮が必要です。>リース物件ごとによるレシーによるレシーのための会計処理方法の参考案内の義務づけ。>設例の充実 実務者にとっての最終的な道しるべとなりますが、商品ごとに記載するなどの実務者にとってのマニュアル化の工夫などが考えられます。 	<p>指針案 122、123 項に考え方を記載している。</p> <p>設例は、すべての実務を網羅するものではなく、基準や指針の理解に資するために設けているため、特に左記について設けない。</p>
150)	設例 1 ですが (8) の借り入れ利率 8% は excel の関数 rate により計算するべきではな	[設例 1] 自体変更している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>いか期間60回、現在価値－48000、定期支払額1000で計算すると利率は0.7629%（年利9.2%）</p> <p>同様に借入残高 定期支払額の中の利息、元本は excel 関数の pv ipmt ppmt で計算する必要があるのではないか。</p>	
151)	<p>以下の設例の追加をしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不均等支払いのリース取引の設例（借手、貸手） ・ 解約日と処分目が異なる場合の会計処理の設例（貸手） ・ 満了後、処分の場合の会計処理の設例（貸手） ・ 破綻時の会計処理の設例（貸手） ・ 一部解約の処理の設例（借手、貸手） ・ リース料の支払に据え置きのある残価付きリース取引の設例（借手、貸手） ・ 残価付きリースの解約の処理の設例（借手、貸手） ・ 前払リース料の処理の設例（借手、貸手） ・ 2次リースの設例 ・ 見積残存価額の見直し時の処理の設例（貸手） ・ 契約額、契約期間、回収スケジュールなどの変更時の処理の設例（借手、貸手） 	<p>設例は、すべての実務を網羅するものではなく、基準や指針の理解に資するために設けているので、特に左記について設けない。前払リース料の処理の設例（借手、貸手）については、従来から設けている。</p>
152)	<p>設例の追加・修正</p> <p>設例1 所有権移転外ファイナンス・リース</p> <p>i 利息相当額の配分方法</p> <p>既存契約分については、税務上「賃貸借処理」が継続適用されるため、見積残存価額に利息相当額を配賦しない方法も認めるべき（税務調整が困難となる）。認められない場合、未経過リース料、見積残存価額に一定率で利息額を配賦する方法（延払経理の方法）も認められるように設計すべき。</p>	<p>既存契約については、簡便的な取扱いを認めている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ii 決算日に未払・未収が生じるケースの処理 決算日に未払・未収が生じないケースのみ取扱いを示しているが、未払・未収となっている場合、未払利息・未収利息を計上するのか。貸手が第二法を採用した場合、未収利息相当額について売上高は計上するのか。</p> <p>iii リース料総額による計上 基準案第 37 項及び適用指針案第 118 項では「リース投資資産は将来のリース料を収受する権利と見積残存価額との複合的な資産」と定義しているにもかかわらず、適用指針案第 49 項では処理方法により計上額を異にする扱いとなっている。整合性からいえば、第 2 法も第 3 法もリース料総額で計上し、期末に繰延リース利益と相殺表示するというように統一したほうが、資産計上額に差異が生じることなく、理解しやすいと考えられるため、そのような設例とすべき。</p> <p>iv 「3. 中途解約の場合」 物件処分も含めて例示すべきである。</p> <p>設例 2 所有権移転ファイナンス・リース 購入選択権行使時に債権回収仕訳のみがあり、売上計上されていないが、売上計上すべきではないか。売上計上しないと消費税の課税標準とも不整合が生じる。</p> <p>設例 2、3 の貸手の仕訳 設例 2、3 の貸手の仕訳については、「第 2 法によっている」旨を記述してはどうか。</p> <p>設例 3 残価保証のある場合 i 仕訳について</p>	<p>発生主義にしたがって合理的に判断すべきものとする。</p> <p>設例で示したとおり未収利息を計上することとなる。</p> <p>貸借対照表上は、資産計上額は合致する。</p> <p>設例は、すべての実務を網羅するものではなく、基準や指針の理解に資するために設けているので、特に左記について設けない。</p> <p>売上を計上する設例に改訂した。</p> <p>記載する。</p> <p>残価保証は、リース料総額に含まれ債務と</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>リース物件返還時の仕訳は、残価保証額を「未収入金」としていったん計上しているが、残価保証額は借手にとっては支払うべき金額であり、資産性があるとは考えられず、なお書きの残価保証支払額の確定時一括仕訳のみの例示としてはどうか。</p> <p>ii リース期間終了時の残価保証相当額の売上計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残価保証履行時（物件処分時）とすべき。（二次リースとなった場合、売上二重計上となる。リース期間終了時と、残価保証履行時に時間差が生じる場合問題となる。） ・ リース債務の返済スケジュールによると、残価保証額（5,000 千円）についても現在価値に割り引いてあるが（4,788 千円）、借手の残価保証額が債務金額（5,000 千円）となるように返済スケジュールを修正すべきである。なお、設例1の「5. 貸手の見積残存価額のある場合」の回収スケジュールでは、見積残存価額（4,000 千円）が元本となっている。 <p>システム対応</p> <p>例えば、多くのリース会社が使用しているパッケージ・システムの場合、次のような対応を行わなければならない、基準及び適用指針の策定にあたり、十分に配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸手の会計仕訳の全面的な書き換え <ul style="list-style-type: none"> －売買処理の仕訳パターンへの対応 －収益計上タイミングの見直し －管理帳票の修正（契約種類ごと、会計処理方法ごとの管理） ○減価償却費計算の対応 <ul style="list-style-type: none"> －ファイナンス・リース契約の場合、減価償却費計算を行わない制御（但し、再リース、オペレーティング・リースに備え、減価償却計算を再開できるようにする） ○リース取引の判定・貸手計算利率の算出・元利分解の見直し <ul style="list-style-type: none"> －維持管理費、見積残存価額の管理及び考慮（見積残存価額をリース料総額に含めた 	<p>両建であり、債務が計上されている以上計上せざるを得ないとする。</p> <p>残価保証分の売上は確定している。</p> <p>残価保証額は、最終的に利息分も含めて債務額となっている。</p> <p>システム対応の複雑性を考慮して、四半期については、年度の財務諸表の適用時期の次の期から適用することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>場合の利子率計算、元利分解への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> －借手用・貸手用の両方の判定及び数値の展開 －一部中途解約、契約分割等の異例処理時の数値の正確性のための対応 <p>○財務諸表の注記情報</p> <ul style="list-style-type: none"> －貸手の注記情報（将来のリース料債権、見積残存価額、受取利息相当額の把握、リース料債権部分の5年以内における1年ごとの回収予定額と5年超の回収予定額の把握） －借手への情報提供サービス（財務諸表に直接的影響値となることによる正確性の追求、借手の会計処理の把握、新規契約時における元利分解表提出などへの対応、適用開始時のB/S、P/L計上情報(期首簿価、残元本、残利息相当額など)の提供など) <p>○税務上の収益計上（20%利息法・80%定額計算）</p> <ul style="list-style-type: none"> －契約ごとに税務申告用に20%部分の利子率計算、元利分解への対応 －決算時帳票の見直し、申告調整用資料の作成 <p>○リース料にかかる仮受消費税相当額の処理</p> <p>○適用初年度開始前のリース取引に関する会計・税務の取扱いの違いへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> －会計は売買処理（元本部分の原価処理）、税務は賃貸借処理（資産計上、償却費の費用処理） －申告調整用資料の作成 <p>○システム運用マニュアルの変更・整備</p> <p>○データ変換ツールの作成</p> <p>○各リース会社への適用・データ変換作業</p> <ul style="list-style-type: none"> －各リース会社によって、システムのバージョン、カスタマイズ度合いが異なるため、1社ごとのプログラム修正作業・システムテストが必要。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ー各社ごとにデータ変換作業が発生する。</p>	
153)	<p>[設例1]「4 リース料が前払いまたは後払いとなる場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> リース料が後払いとなる場合の会計処理が記載されておりますが、貸手の会計処理において、回収期日が未到来にもかかわらず売上高の計上を行っております。(X1年9月30日(中間決算日)の会計処理)適用指針案第49項においては、「リース料受取時に売上計上」とされていることと整合性が取れません。 また、借手の会計処理において、前払い(当半期分を前期末に支払う)の場合は前払利息の認識をせず、後払い(当半期分を翌期首に支払う)の場合は未払利息を認識しており、これも整合性が取れていないように思われます。 リース料の支払スケジュールがリース期間と一致しない事例は、実務上頻繁に発生します。この設例は、現行会計基準の記載から未経過リース料期末残高相当額に関する事項を単に削除しただけと見受けられますが、借手貸手双方において重要な設例と思われしますので、仕訳だけでなく、適宜詳細な解説を加えて実務に導入しやすい事例としていただきたいと存じます。 	<p>利息を発生主義により計上する設例とした。</p> <p>前払い場合は、利息は発生していないため、元本部分のみの計上となる。</p> <p>設例は、すべての実務を網羅するものではなく、基準や指針の理解に資するために設けており、特に記載しないこととした。</p>
154)	<p>■設例</p> <p>連結の出来上がりベースから示して、個別会社の常識的な実務処理から組上げられるように構成し直す。</p> <p>■設例 貸手側は最低限下記の実務に適う仕訳処理を出発点にする。</p> <p>当然ベースは毎月回収だが、四半期決算等も考慮し、変額回収やとりまとめ回収、保守料の年払い等もカバーする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次・契約額ベースでの債権残高管理(同一契約で投資資産と売掛金に科目が分かれるなどという奇妙な処理は少なくとも考えられない。) 	<p>設例は、すべての実務を網羅するものではなく、基準や指針の理解に資するために設けている。基本的な設例については、月次ベース・四半期ベースの設例に改訂した。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・月次・契約額ベース・発生ベースの収益計上、未経過残高管理 ・月次・発生ベースでの費用計上・収益との対応 <p>■設例</p> <p>借手側は、原価項目の場合発生ベース、販管費の場合現金ベースの処理が普通と思われ、それぞれの伝票処理パターンを出発点にする。</p> <p>現金ベースの場合、実支払額ベースでない未払費用計上は行わないことを前提とする。</p>	
155)	<p>移行時の処理につき、「固定資産の減損に係る会計基準」注解 12 及び同適用指針第 60～62 項に則り、すでに所有権移転外ファイナンス・リース(借手側)に係る減損会計の処理を実行している案件がある場合の処理について明示していただきたい。会計基準(案)第 10 項によればリース資産の計上を実施することとなるが、その際すでに計上済みのリース資産減損勘定等の処理について設例を設けていただきたい。</p>	特に記載しないこととした。